

りびんぐらいぶず 平成 29 (2017) 年 3 月第 2 号

浄土真宗の国際伝道～歴史と現状～

ご議題

念仏者は無礙の一道なり、そのいはれいかなとならば、信心の行者には、天神(てんじん)・地祇(じぎ)も敬伏(きょうぶく)し、魔界・外道(げどう)も障礙(しょうげ)することなし、罪悪も業報を感ずることあたはず、諸善もおよぶことなきゆゑなりと云々。

(Ref 『歎異抄』 「第七条」 註釈版 P836)

煩惱具足の凡夫、火宅無常の世界は、よろづのこと、みなもってそらごとたはごと、まことあることなきに、ただ念仏のみぞまことにておはします。

(Ref 『歎異抄』 「第十八条」 註釈版 P854)

はじめに

平成二十八年度本願寺国際センターゼミナール(恵範講座)のテーマは「宗教対立時代の真宗」であり、二月十日の第四回は那須英勝師による「海外への開教」と題しての講話であった。

真宗伝道の歴史概略を踏まえ、北米開教区では第二次世界大戦中、日系市民は強制収容され、コロラド州を除いて寺院はすべて閉鎖された。斯かる困難な状況下で田名大正師(1907～72)と玉井好孝師(1900～83)によってなされた文書伝道の事例のご紹介がメインテーマであった。以下は、講話とレジュメからの抜粋である。

国際伝道に至るまでの真宗伝道の状況

江戸時代(1603～1868)は、幕府の寺檀制度の管理下で「布教伝道」は、原則、真宗門徒のみが対象であり、鎖国政策により外国との交流は禁止されていた。

結果的に、訓詁註釈学に基づく聖典解釈は発達するが、布教伝道は、外部社会に対するものではなく、専ら、真宗門徒の内向けに異安心が発生しないよう維持することが目的となった。

江戸時代の護教論は、儒学・神道への対応であったが、幕末に掛けては最早不要となり、皇国という復古主義への対応にシフトして行った。

明治時代(1868～1912)は、鎖国が廃止され、明治政府の宗教政策で寺檀制度がなくなり、維持管理は教団の責任となり、神仏分離と廃仏毀釈の最中に如何に既存の教団組織を護るかが重要となった。

一方でキリスト教の禁教が解かれ、国内でのキリスト教布教伝道が行われるようになると、江戸初期の「廢耶(はいや)論」が再び注目されるが新たな展開はなかった。

布教伝道の目的は、江戸時代と大差なく、異議・異安心が発生しないよう維持・管理が主たる目的であったので、「講座」から「演題」への形式的変化はあっても方法論の発展はなかった。

政府のアジア進出に伴う国際伝道は、浄土真宗では、大谷光尊(21 代明如 1850～1903)、大谷光瑞(22 代鏡如 1876～1948)によって積極的に開始された。国家の援助の下で伝道者を送り出したが、二、三の例外を除いては土着化を極力避け、原則、日本語での伝道のみであった。いわば国策と同調したが故に、アジア各地の伝道活動は、終戦と共にすべて消滅した。

海外移住民への伝道は、現地から「僧侶を送って欲しい」という要請に基づく。ハワイ(1889 年)、北米(1898 年)、南米であるが、ブラジルはカトリックが国教であったため、正式には大戦後まで許されなかった。

これら各開教区では第二次大戦後に現地の門信徒によって現地で宗教法人として登録された新しい教団として再出発し現在に至る。教義を現地語で語り、宗教儀礼を現地の社会・文化に合うように土着化させる努力が続けられている。この間、開教使を送る以外には、母国日本からの教団としての直接的支援が行われているとは言い難い。

日本の浄土真宗は、戦後も具体的な伝道意識に乏しい(後述 Q & A と考察)。

平和の礎(いしずえ)

大戦中北米開教区では日系市民が強制収容所に収容され、開教使の多くは家族や門信徒からも隔離された過酷な状況に置かれ浄土真宗の北米開教は絶望的な状況に陥った。

しかし、収容所では、門信徒の自発的活動として礼拝所が設けられ仏事や日曜学校も運営され、米国市民に広く開かれた伝道教団として、戦後に米国仏教団(Buddhist Churches of America)として再出発することができた基盤はこの収容所でできたものと云われている。

・田名大正師の『戦時通信 日曜法話集』(『仏の教法』百華苑(1972)収載)は、田名氏がサンタフェの収容施設で厳しい監視下で日曜学校の子供たちに向けて書かれた手紙法話である。

・玉井好孝師自身はコロラド州在任中であったため収監されることはなかったが、教団の消滅という非常な困難の中で伝道活動を継続された。

『仏教の生き方—戦時収容所の皆様へ』(『一如』収載)は、当時、収容所に収監された日系人が外部からの情報を得ることができた限られた情報源であり、敵性宗教とみなされていた浄土真宗のみ教えを、自信を以て「平和の宗教」として伝道し続けられたものである。収容所では玉井師から届けられた原稿を謄写版で1000部もの増し刷り印刷が続けられた。

「自分の心のままにならぬにつけても、静かに御恩を思いましよう。
不平が起こった時も静かにお念仏する心になりましよう。
わがまを捨てて素直に合掌する心になりましよう。
そうすればどんなに行き詰った中にも、必ず美しく生きられる道が恵まれてきます。
まことに念仏は無碍の一道であります。」

(Ref『仏教の生き方—戦時収容所のみなさまへ』「忍ぶということ」玉井好孝師)。

日系人社会が戦時中の強制収容を経て、人種差別の撤廃を求めた公民権運動に積極的に関わって行った成果は見逃すことができない。

・1964 年 7 月 2 日に制定された公民権法(Civil Rights Act)はその一つである。これにより法的側面からの人種差別撤廃が進み、1965 年に包括的な移民法の改正が行われ、人種や国籍を基礎にした移民と市民権の取得に対する制限が撤廃された。

各州に存在した有色人種に対する居住地や土地所有の制限が撤廃されるプロセスにも日系市民の熱心な活動があったことが知られている(Ref 1957 年加州排日移民法)。

・1967 年に連邦最高裁で違憲判決が出るまで各州に異人種間結婚を制限する法律が存在したがその撤廃は今一つの成果である。つい一・二世代前には、人種差別は社会的に受入れられていただけではなく合法とされ、アジア系移民には市民権が与えられず、居住地も制限され、異人種間結婚を制限する法律が存在していた。

仏教がアジア系移民の社会の外で、アメリカ市民の間で家族の信仰として受け入れられるようになったのは、少なくとも公民権運動によってこれらの差別的な法律が違憲とされるようになってからである。判例は、まさに日系人が作ったとさえ云える。その精神的なバックボーンが親鸞聖人のみ教えだったのだ。

9.11 直後、イスラム教徒の方から、「どうすればよいか教えて下さい。助けて下さい」という相談が持ち込まれた。戦時強制という理不尽な扱いを乗り越えてきたのは、日本人しかいなかったと広く知られていたからである。

これは、アメリカ市民社会へ浄土真宗仏教徒の与えた影響である。

筆者の質疑に対する講師応答

Q 講話の中で、キリスト教では、伝道が教学の一部になっているとはどういうことか。

A 福音を伝えることが目的だからである。

(考察) ならば、浄土真宗はこれでよいのかという課題提起がなぜ龍谷大学(ひとり龍谷大学の問題ではないにしても)から宗門に対してできないのか、これが最大の課題である。

「常行大悲の益」が現生十益にありながら浄土真宗で伝道が教学の一部になっていないことはキリスト教との対比の上で決定的に遅れた側面であり、致命的な弱点である。

勸学寮もまた異安心排除の旧態依然の思考回路に沈滞したまま、伝道教学確立の使命感に目ざめていない。これは、仄聞するところ、もともと勸学寮は、御門主の教学諮問機関として発足した歴史的機関にある以上は、問いが発せられねば応えようとしないうる体質が身に染まり、教団のリスクをリスクと認識し、自ら命題を掲げて道を切り開く政策集団ではなかったからであろうと推察される。合掌。

正覚寺永代経 三月四日(土)十三時半より

宗祖七百五十回大遠忌実行委員会 三月五日十九時

仏教婦人会例会 三月十六日(木)十九時半より

著作編集兼発行元(本願寺派 正覚寺内) 〒520-0501 大津市北小松四五二番地

077-596-0166、FAX077-596-0196 住職 堅田 玄宥